

令和 5 年度採択 ASPIRE 公募に係る FAQ

～よくある質問とその回答～

令和 5 年 6 月

Q1 対象リストに記載の無い国・地域の研究者を相手国側研究者としての応募は可能ですか？

A1 不可です。相手国側対象国・地域はリストに記載のものに限定されます。但し、相手国研究チームのメンバーとして対象リストに記載の無い対象国・地域の研究者を加えて頂くことは可能です

Q2 相手国側研究者が支援を受けている資金配分機関や研究機関等が応募資格を満たすか分かりません。

A2 基本的には対象リストに記載のある国・地域の資金配分機関や研究機関等であれば問題ありませんが、不明点のある場合は、下記情報を aspire@jst.go.jp (Top 研究者/チームのための ASPIRE)、aspirers@jst.go.jp (次世代のための ASPIRE) までご連絡ください。

- ・ 応募予定の研究分野
- ・ 応募予定の研究課題名 (仮)
- ・ 日本側代表者名前、所属機関名
- ・ 相手側研究代表者名前、所属機関名
- ・ 相手側研究代表者を支援する研究資金配分機関又は研究機関等の名称
- ・ 相手側研究課題の Award number、Project ID、申請 ID など支援を受けていることが分かる情報

Q3 相手国側研究者が相手国の資金配分機関や研究機関等より支援を受けている場合、支援期間に関する要件はありますか？

A3 ございません。あくまで応募の段階で下記のいずれかを満たしていることが要件となります。

(i) 相手国の研究資金配分機関等のプログラムで既に支援を受けている。

(ii) 応募時点で、相手国の研究資金配分機関等のプログラムに申請済みで、2023 年 8 月末までに採択結果が判明するもの。

但し、研究開始後に相手国側研究者が本国際共同研究のための十分な資金を確保できなくなった場合、ASPIRE 事業における各分野の研究主幹の判断のもと、研究計画の変更等を実施頂く場合がございます。

Q4 日本と相手国一カ国の二国間国際共同研究ではなく、三カ国目を加えて複数の国で国際共同研究をすることは可能ですか？

A4 対象国・地域の中であれば追加頂くことは可能です。それぞれの国で研究代表者 (PI) を選出頂き、必要事項を記載した合意文書 (LoI : Letter of Intent) を各 PI より入手してください。また申請時には、申請書における「相手国側研究代表者」の項目及び「相手国側研究代表者の実績の項目」を適宜増やして記入をしてください。但し、共同研究を行う各国・地域の代表者は A2 に示す要件を満たす必要があります。

Q5 「Top 研究者のための ASPIRE」、「Top チームのための ASPIRE」、「次世代のための ASPIRE」の複数に応募することは可能ですか？

A5 ASPIRE では、研究代表者として複数の枠へ応募することはできません。但し、主たる共同研究者や研究参加者として複数の枠へ応募頂くことは可能です。(例 : 「次世代のための ASPIRE」へ研究代表者として応募し、同研究者が「Top 研究者のための ASPIRE」へ主たる共同研究者として応募することは可能)

Q6 「Top 研究者のための ASPIRE」、「Top チームのための ASPIRE」、「次世代のための ASPIRE」のどれに応募するのが適切かわかりません。明確な応募制限等がありますか？

A6 明確な応募制限はありませんが、それぞれ対象としている研究者は下記となります。

・「Top 研究者のための ASPIRE」

国際的にトップ水準の研究を行う研究者

・「Top チームのための ASPIRE」

連携して国際的にトップ水準の研究を行っている研究チーム

・「次世代のための ASPIRE」

今後、国際的な研究実績を積み、将来日本のトップ研究者となって国際的な研究コミュニティでの活躍が期待される研究者

Q7 ASPIRE では、招へいする研究者の渡航費や滞在費、報酬なども支出可能となっていますが、これらの費用は JST から直接相手側研究者が所属する機関に支払われますか？

A7 JST はあくまで日本側研究者が所属する日本側研究機関と委託研究契約を締結し、日本側研究機関に委託研究費をお支払いいたします。よって、招へいする研究者の渡航費や滞在費、報酬なども日本側研究機関より支出頂く必要があります。所属している機関で支出のための体制が整っているか事前にご確認ください。